

「平成29年・安全なまちづくりアクションプラン」

1 趣旨

平成28年中における県内の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が抑止目標としていた11,000件を大きく下回り、昭和36年（人口約84万人）以降最小の数値となり、また、滋賀県基本構想の数値目標としている犯罪率の全国平均以下についても達成した。

しかし、特殊詐欺の被害金額は減少しているものの、依然2億円を超える被害が発生しており、被害件数は前年よりも増加するなど憂慮すべき状況に変わりはない。また、「子ども・女性」に対する声かけ・つきまとい事案や、強姦、強制わいせつ等の性犯罪についても高原状態であり、地域に根ざし、地域の実情に応じた自助・共助の防犯対策に取り組み、県民の体感治安改善を優先的に取り組む必要がある。

そこで、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議においては、犯罪のない安全・安心な滋賀の実現に向けて、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づく各種取組を一層強化するとともに、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動を展開していこうとするもの。

2 抑止目標

さらなる減少を目指して

～ みんなで取り組もう！ アンダー9,000件 ～

3 重点犯罪

- 特殊詐欺
- 子ども・女性対象犯罪
- 住宅侵入盗（空き巣、忍込み、居空き）
- 自転車盗
- 万引き

4 取組方針

- 別添「平成29年安全なまちづくりのための行動指針」に基づき、県、市町、県民および事業者等が一体となって実践
- 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議が推進している「4つのかける運動（気にかける、声をかける、呼びかける、鍵をかける）」の促進

5 主な取組内容

(1) 重点犯罪に対する取組

ア 特殊詐欺

- ・ 毎月15日の「特殊詐欺防止強化日」のほか、様々な世代に対してあらゆる機会を通じて被害防止を呼びかける啓発活動を実施する。
- ・ 金融機関、コンビニエンスストアや宅配業者など、特殊詐欺に利用されるおそれのある役務を提供する事業者に対し、被害を水際で防止する対策強化を呼びかける。

イ 子ども・女性対象犯罪

- ・ 迷惑防止条例の改正施行に伴う周知・啓発活動とともに、春、秋に実施予定の「痴漢等被害防止期間」において、被害防止啓発活動や自主防犯活動団体等と協働による防犯パトロール等の取組を集中的に実施する。
- ・ 県警ホームページ内の「滋賀県警察犯罪発生マップ」で発信している不審者情報を活用し、子ども・女性対象事案に応じた集中的な警戒活動を推進する。

ウ 住宅侵入盗、自転車盗

- ・ 住宅等の戸締まりの徹底や、自転車などの乗り物に対する鍵掛けについて、「ロックでガード大作戦」と銘打った啓発活動を年間通じて取り組む。
- ・ 自転車盗難被害者の多くを学生が占めている現状から、特に新入学期における防犯指導や定期的な自転車防犯診断の実施など、施錠の徹底について啓発するとともに、駐輪場等管理者と連携しての盗難防止対策を推進する。

エ 万引き

年間を通じて事業者と連携し、「万引きをさせない店舗づくり」の取組を推進するとともに、県民に対して「万引きは犯罪」との規範意識を向上する啓発を継続して展開する。

(2) 地域の実情に応じた情報発信活動の推進

行政や警察署等で構成する地域安全なまちづくり協議会での連携を密にし、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた犯罪情報や防犯対策などの情報発信活動を推進する。

(3) 目に見える防犯キャンペーンの実施

- ・ 県、警察、各市町、県民等が一体となった県民総ぐるみ運動である「ゆる3プロジェクト防犯キャンペーン」を、年間を通して実施することで、地域性に富んだ防犯啓発活動を展開し、防犯意識の高揚や規範意識の向上を呼びかける。
- ・ 青パト車等を使用した防犯パトロール活動や、各地域・事業所でのイベント等において積極的な防犯啓発を実施し、広く住民に対して注意喚起を行う。

(4) 4つのかける運動の促進

下記「4つのかける」を促進し、自助・共助意識の高揚による、地域防犯力の向上を図る。

- 気にかける：地域で発生する犯罪等に関心を持つほか、周囲の子ども・女性・高齢者等を見守る
- 声をかける：挨拶や声かけにより地域の絆を深め、地域への不審者の侵入を防ぐ
- 呼びかける：地域住民や事業所等に犯罪に遭わない地域づくりを呼びかけ、防犯の輪を広げる
- 鍵をかける：乗り物や住宅等への鍵かけは防犯の基本、誰もが鍵をかける習慣をつける

6 実践県民会議構成団体等による安全なまちづくりアクションプラン実践上の配慮事項

- (1) 毎月20日の「地域安全の日」を中心に効果的な防犯活動を展開する。
- (2) 全国地域安全運動の期間中（10月11日～20日）は、構成団体が連携強化し、集中的な防犯活動を推進する。
- (3) 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令制度による犯罪多発注意報・警報等が発令された場合、各々発令時の措置要領に従い、広報啓発やパトロール活動を推進する。
- (4) 各構成団体傘下組織に対し、犯罪発生情報や防犯対策等を円滑に情報伝達するなど、社会全体を包み込む重層的な防犯ネットワークの構築に配慮する。
- (5) 構成員の積極的かつ効果的な防犯活動に対して賞揚を行うよう配慮する。
- (6) 地域や職域等における防犯ボランティアやヤングボランティア等の結成や活性化に配慮する。
- (7) 事業所や団体等に対し、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所等への登録を呼びかける。
- (8) 各種防犯指針（学校等、通学路、道路・公園・駐車場、住宅、大規模小売店・深夜商業施設、特殊詐欺）に基づいた、防犯に配慮した環境づくりや普及啓発活動を推進する。
- (9) 滋賀県犯罪被害者支援施策の取組指針に基づき、関係部局・機関・団体等が連携して、犯罪被害者に対する理解と支援の取組を推進する。